

資料提供年月日	平成26年 5月27日	
問い合わせ先	課名	水道局給水工事センター
	電話	直通 271-5411
担当者	職名・氏名	所長 板野 稔 係長 高見 恵

広報連絡

<市長定例記者会見資料>

1 件 名 障害者の就労機会拡大を支援します

2 内 容

(1) 委託概要 これまで、廃棄するメーターは、分解せず入札・売却し、業者が分解してリサイクル等していました。
この分解分別作業を障害者就労支援事業所に委託します。

(2) 目 的 障害者優先調達推進法を受けて、廃棄水道メーターの分解分別作業の委託を通じ、水道事業の社会貢献の施策として、障害者の就労機会拡大等の支援を推進します。
中国・四国以西では、初めての試みです。

(3) 委託先 障害者就労継続支援B型事業所（雇用契約を結ばない通所の形態）の2事業所

(4) 作業手順 水道メーター（口径13ミリ、20ミリ）を金属、プラスチック、ガラスに分解分別します。
材料と部品に特に危険な物はなく安全に作業できます。

(5) 実施時期等 平成26年度は7月以降実施、試行で2万個を予定しています。

3 備 考

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
(障害者優先調達推進法) 平成25年4月1日施行

障害者優先調達推進法の概要

平成25年4月から

障害者優先調達推進法がスタートしました。

【法律の趣旨】

障害のある人が自立した生活を送るために、就労によつて経済的な基盤を確立することが重要です。

このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。

このような観点から、「障害者優先調達推進法」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労支援施設等からの物品やサービスの調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。

国や地方公共団体等は同施設等から優先的に物品・サービスを購入する努力義務が課されます。

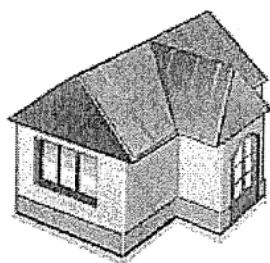
対象となる障害者就労施設等

国や地方公共団体、独立行政法人等は、以下の施設等から優先的に物品・サービスを購入する努力義務が課されます。

障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

障害福祉サービス事業所等

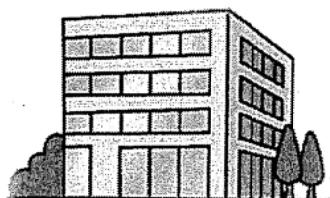
- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所（A型・B型）
- 生活介護事業所
- 障害者支援施設
(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
- 地域活動支援センター
- 小規模作業所



障害者を多数雇用している企業

企業

- 障害者雇用促進法の特例子会社
- 重度障害者多数雇用事業所（※）
(※) 重度障害者多数雇用事業所の要件
 - ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上



在宅就業障害者等

在宅就業
障害者等

- 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行なう団体（在宅就業支援団体）

